

半田市食物アレルギー対応委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校給食における食物アレルギー対応の方針を検討するとともに、児童生徒の学校給食における食物アレルギー対応に関する専門的な役割を果たすため、半田市食物アレルギー対応委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、学校給食における食物アレルギー対応に必要となる次の各号に掲げる事項を協議する。

- 一 学校給食における食物アレルギー対応の基本方針に関すること。
- 二 学校給食における食物アレルギーへの対応状況の把握に関すること。
- 三 学校給食における食物アレルギーへの対応のうち、重大かつ困難な事例についての検証に関すること。
- 四 その他学校給食における食物アレルギー対応に必要となる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- 一 学校関係者（校長、養護教諭、栄養教諭、保護者代表等）
- 二 医療関係者（学校医、アレルギー専門医等）
- 三 その他教育委員会が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任することを妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は委員の互選によって定めることとし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項については、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。